ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

# CHINA LEGAL UPDATE

2023 年 10 月 27 日(No. 515)

Contents

Ⅰ. Topics
最近のセミナーや論文等の情報

Ⅱ. Lawyer's Eye
中国のデータ越境移転ルールの緩和

中国弁護士 胡 絢静
日本弁護士 尾関麻帆

Ⅲ. 中国法令アップデート
・企業名称登記管理規定実施弁法
・「民事訴訟法」の改正に関する決定
・外国国家免責法
・ネットワーク暴力違法犯罪の法的懲罰に関する指導意見
・事業者結合独占禁止コンプライアンスガイドライン
・企業標準化促進弁法
・市場監督管理部門による民営経済の発展促進に係る若干の措置
・会社法(改正草案三次審議稿)
・データ越境移転の規範と促進に関する規定(意見募集稿)

# Ⅰ. Topics

## 最近のセミナーや論文等の情報

◆当事務所のパートナー中川裕茂弁護士、スペシャル・カウンセル松嶋希会弁護士がオンラインセミナーに登壇します。

日時：2023 年 12 月 5 日（火）15 時～17 時
主催：株式会社商事法務
台湾有事、法務は今のうちに何をするべきか～ロシアのウクライナ侵攻を踏まえた予防的法務と契約上の留意点～　申込頁

https://www.shojihomu.co.jp/seminar/details?cd=1987&scd=12231205

## ◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座（オンラインセミナー）を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。
第 24 回（中国メインランド）
日時：2023 年 7 月 20 日（木）
「中国広告法の概要～ネット広告におけるステマ規制の本格化も踏まえて～」
講師：パートナー弁護士　若林　耕
　　上海オフィス顧問　繆　媛媛

第 25 回（中国メインランド）
日時：2023 年 9 月 21 日（木）
「【中国現地法人の刑事リスクマネジメント】「コンプライアンス不起訴」制度の概要と企業対応」
講師：中国弁護士パートナー　屠　錦寧

第 26 回（中国メインランド）
日時：2023 年 10 月 19 日（木）
「ポストコロナの対中投資　～中国進出・撤退の最新法務～」
講師：パートナー弁護士　唐沢　晃平

## ◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

「中国コンプライアンス不起訴制度」
10 月 17 日配信
講師：パートナー中国弁護士　屠　錦寧

「中国ステマ広告規制」
9 月 7 日配信
講師：上海オフィス顧問　繆　媛媛

「中国広告規制」
8 月 23 日配信
講師：パートナー弁護士　若林　耕

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひチャンネル登録をお願いいたします。

※　これまでに配信した法務解説動画はこちらからご覧いただけます。

# II. Lawyer's Eye

## 中国のデータ越境移転ルールの緩和

中国弁護士　胡　絢静
日本弁護士　尾関麻帆

### 1. はじめに

中国の個人情報等のデータ越境移転ルールが大幅に緩和される兆候がある。2023 年 9 月 28 日付で、国家インターネット情報弁公室は「データ越境移転の規範化及び促進に関する規定」の意見募集稿（以下「本草案」という。）を公布した。当該規定は個人情報保護法 38 条の定めるデータ越境移転の適法化措置（データ安全評価、標準契約の締結又は専門機関による個人情報保護認証）のいずれも免除される場合を定め、また、データ安全評価が必要となる個人情報の数量基準を大幅に引き上げている。現状の規定では1名でも個人情報の越境移転が生じると、標準契約の締結又は専門機関による認証が必要であるという非常に厳格なルールとなっているため、本草案が正式に公布されれば、多くの企業にとっては上記適法化措置を回避することができ、大きな負担減に繋がる可能性が高い。以下では本草案のポイントを紹介する。

### 2. 越境移転に関する新基準

#### （1）現行法の越境移転規制の枠組

現状における個人情報を含むデータの越境移転（以下「越境移転」という。）の規制枠組は、「個人情報保護法」の他、「データ越境移転安全評価弁法」（2022 年 9 月 1 日実施）及び「個人情報越境移転標準契約弁法」（2023 年 6 月 1 日実施）に基づき構築されている。一定の条件に満たすとデータ安全評価が必要となり [1]、それ以外の場合は標準契約の締結 [2]もしくは専門機関による個人情報保護認証を行わなければならない。また、個人情報処理にあたっては個人情報保護法 13 条に定めている適法化事由（個人の同意等）のいずれかを満さなければならない。当該枠組は、越境移転のニーズがある企業にとっては、法的要件をクリアするための作業の負担が大きいことに加え、当局にとっても大量の審査作業に追われる中、迅速な対応ができていないのが実情である。本草案はそのような背景における事実上の緩和措置と言える。

---

[1] 「データ越境移転安全評価弁法」第4条
データ取扱者がデータを本土外に提供するにあたり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、所在地の省級インターネット情報部門を通じて、国家インターネット情報部門にデータ越境移転安全評価を申告するものとする。
（一）データ取扱者が重要データを本土外に提供するとき
（二）重要情報インフラ運営者及び 100 万人以上の個人情報を取扱うデータ取扱者が個人情報を本土外に提供するとき
（三）前年 1 月 1 日から累計 10 万人の個人情報又は 1 万人の機微な個人情報を本土外に提供するデータ取扱者が個人情報を本土外に提供するとき
（四）国家インターネット情報部門が規定する、データ越境移転安全評価の申告が必要なその他の状況

[2] 「個人情報越境移転標準契約弁法」第4条
個人情報取扱者が、標準契約を締結する方法を通じて、本土外に個人情報を提供する場合は、次に掲げる事由すべてに合致しなければならない。
（1）重要情報インフラ運営者ではないこと
（2）取扱う個人情報が 100 万人に満たないこと
（3）前年 1 月 1 日からの本土外への個人情報の提供が累計で 10 万人に満たないこと
（4）前年 1 月 1 日からの本土外への機微な個人情報の提供が累計で 1 万人に満たないこと

### (2) 本草案による新ルール

本草案によると、越境移転の規制を下表にまとめる4類型に分けることができる。
仮に本草案が正式に公布された場合には、中国子会社の従業員情報の個人情報を国外の親会社に移転するケースや、越境移転する個人情報の数が少ないケースという多くの企業が直面している場面が類型1(ⅱ)や類型 2 に該当するとして、データ安全評価、標準契約の締結もしくは専門機関による個人情報保護認証(以下「越境移転適法化要件」という。)のいずれも不要と解される可能性もある。

| 類型 | 企業がクリアすべきこと | 適用条件 |
|---|---|---|
| 1 | ・越境移転適法化要件のいずれも不要<br>・個人情報処理の適法化事由としての個人の同意が不要 | 以下のいずれかの事由に該当する場合:<br>(i) 本人が当事者となる契約の締結および履行のために、個人情報を中国本土外に提供しなければならない場合。例えば国境を越えたショッピング、国境を越えた送金、航空券やホテルの予約、ビザの手続きなど;<br>(ⅱ)法令に基づき制定された就業規則又は法令に基づき締結された集団契約に基づき、人事労務管理を実施するために、社内の従業員の個人情報を中国本土外に提供しなければならない場合;<br>(ⅲ) 緊急時に自然人の生命、健康および財産の安全を保護するために、個人情報を中国本土外に提供しなければならない場合。 |
| 2 | ・越境移転適法化要件のいずれも不要<br>・個人情報処理の適法化事由としての個人の同意が必要 | 1 年以内に中国本土外に提供する個人情報が 1 万人未満になる予定 |
| 3 | ・標準契約を締結し当局に届出／専門機関による個人情報保護認証が必要<br>・個人情報処理の適法化事由としての個人の同意が必要 | 1 年以内に中国本土外に提供する個人情報が 1 万人以上、100 万人未満になる予定 |
| 4 | ・データ安全評価が必要<br>・個人情報に関しては個人情報処理の適法化事由としての個人の同意が必要 | 以下のいずれかの事由に該当する場合:<br>・中国本土外提供の個人情報が 100 万人以上<br>・重要データの提供<br>・重要情報インフラ運営者による個人情報の本土外提供 |

なお、本草案においては、全国各地の自由貿易試験区は、越境移転適法化要件の具備が必要となる場面に関する独自のネガティブリストを制定し、ネガティブリストに含まれる場合に限って越境移転適法化要件の具備を要求するという方法も認められており、自由貿易試験区内でさらに規制を緩和できることが示唆される。

## 3. 新ルールのポイント

### (1) 各類型の説明

下記では上記 2 の(2)で紹介した各類型についての詳細を説明する。

① 類型 1：越境移転適法化要件のいずれも不要、個人の同意が不要

類型 1 に該当する 3 つの事由は、もともと個人情報保護法 13 条が定めている個人情報処理の適法化事由に該当するため、個人の同意に依拠せずに処理することが認められている。そのため、本草案では明記されていないものの、類型 1 に該当する場合には、越境移転適法化要件の具備だけではなく、個人の同意も不要と思われる。さらに、本草案に明確に記載されているわけではないものの、当該 3 つの事由に該当する場合は、移転する個人情報の数量に関係なく適用されると解するのが合理的と思われる。

② 類型 2：越境移転適法化要件のいずれも不要、個人の同意が必要

1 年以内に中国本土外に提供する個人情報が 1 万人未満になる予定の場合であれば、越境移転適法化要件の具備が不要とされる。例えば中国本土内の子会社が保有する取引先担当者情報を中国本土外の親会社に提供する場合で、1 万人未満の場合はこれに該当すると考えられる。なお、類型 2 においては、個人情報保護法 13 条が定めている個人情報処理の適法化事由のいずれかが必要となる。仮に、その他の適法化事由に該当するケースではない場合には、個人の同意に依拠して処理する必要がある。

③ 類型 3：標準契約を締結し当局に届出／専門機関認証が必要、個人の同意が必要

1 年以内に中国本土外に提供する個人情報が 1 万人以上、100 万人未満に達する予定の場合は、データ安全評価は不要で、標準契約の締結又は専門機関による個人情報保護認証で足りる。類型 3 においても、個人情報保護法 13 条が定めている個人情報処理の適法化事由のいずれかが必要となる。仮に、その他の適法化事由に該当するケースではない場合には、個人の同意に依拠して処理する必要がある。

④ 類型4：データ安全評価が必要

下記のいずれに該当する場合はデータ安全評価が必要になる。

(i)個人の同意に依拠して処理する場合で、中国本土外に提供する個人情報が 100 万人以上の場合；

類型 2 と類型 3 は個人情報の数量の統計期間として「1 年以内」との限定がついているが、類型 4 の 100 万人の統計期間は条文上定めていないので、100 万人に達した時点でデータ安全評価を行うという整理が可能のように思われる。

(ii)重要データの提供

本草案は、行政機関や地方政府により重要データであることの告知又は公布がなされなければ、重要データとして越境移転安全評価を行う必要がないと定めている。企業にとっては、一安心というところではあるものの、今後、行政機関や地方政府がどのような形式でどこまで詳細な重要データリストを告知又は公布するのかによって、自社の保有データが重要データに該当するかの判断の難易度が左右されるかと思われる。

(iii)重要情報インフラ運営者による個人情報の本土外提供

### (2) 本草案から明らかではない点

本草案から明らかではない点がいくつかある。

まず、類型 2、3、4 における数量基準は機密情報とその他の個人情報を区別せずに、数量だけで判断するという理解でよいか、明らかではない。

また、類型 2、3、4 の数量は、類型 1 によって、越境移転適法化要件が免除される個人情報の数量を除くか否かは必ずしも明らかではない。例えば、中国子会社から国外の親会社に対して、従業員個人情報 5000 人、顧客個人情報 6000 人を提供しようとする場合、従業員個人情報の 5000 人を加算する必要があれば、類型 3 に該当するが、加算する必要がなければ類型 2 に該当して越境移転適法化要件は不要になる。

その他、100 万人以上の個人情報を処理する事業者（典型的にはインターネットプラットフォーマー）が中国本土外に個人情報を提供する場合について、「データ越境移転安全評価弁法」では、越境移転安全評価が必要とされているが、本草案は特に規定がないため、今後どのように扱われるか明らかではない。

## 4. 最後に

上記のとおり、本草案が公布されると、中国子会社の従業員情報だけを中国本土外に移転する必要がある企業、越境移転する個人情報の数が少ない企業にとって、越境移転適法化要件が免除されうるので、大きな負担減になろうかと思われる。但し、これらの場合も、個人情報処理にあたって個人情報保護法が定めているその他の個人情報処理者に関する義務規定は依然に実践する必要がある点をご留意いただきたい。例えば、個人情報の越境移転に際して、個人の同意取得に関して必要な情報提供（告知）を自発的かつ明確に行われなければならず、また、個人情報保護影響評価が必要であることは変わりがない。もっとも、そのような場合でも、個人情報保護影響評価の形式及び内容について、どこまで現行の「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン」の添付文書として公布されているフォーマットに従う必要があるかについては、今後の実務を注視する必要がある。

以上

# III. 中国法令アップデート

## 最新中国法令の解説

今号の注目法令は、意見募集稿段階ではあるが、「会社法（改正草案三次審議稿）」である。現行の会社法は 2018 年 10 月 26 日に改正施行されたものであるが、本草案においては大幅に修正されており、条文数も現行の 218 条から 266 条に増加している。内容としても、機関構成及び権限の変更において、実質的な変更がある。例えば、会社の規模が比較的小さい、又は株主が比較的少ない場合には監事会を設置せずに 1 名の監事を設けることもでき（現行法では 2 名の監事を設けることもできたが、本草案ではできなくなっている。）、さらに有限責任会社においては監事を設けないことも可能となっている（83 条、133 条）。また、株式会社において、種類株式の発行が可能であることが明記された点も注目される。今後、正式な公布に至った場合、現地法人のガバナンス等に与える影響が大きいと思われる。

同じく、意見募集稿段階ではあるが、「データ越境移転の規範と促進に関する規定（意見募集稿）」は、現時点での当局の規制方針や考え方を知るうえで極めて重要な示唆を含む。中国では個人情報保護法に基づき、現状の規定では1名でも個人情報の越境移転が生じると、少なくとも標準契約の締結又は専門機関による認証が必要であるという非常に厳格なルールとなっている。ただ、このようなルールを徹底することは、従業員数や事業規模等の大きくない現地法人にとって過大な負担となっていた。本意見募集稿が正式に公布されれば、多くの企業にとっては上記適法化措置を回避することができ、大きな負担減に繋がる可能性がある。本意見募集稿のポイントは、今号の Lawyer's Eye でも解説しているため、是非そちらも参照されたい。また、本意見募集稿の全訳も作成しているため、ご入り用の方は本ニュースレターアドレスまでご連絡ください。

執筆担当：日本弁護士　若林　耕

## 公布済み法令

### ＜商法＞

#### 企業名称登記管理規定実施弁法

［ポイント］2023 年 8 月 29 日、国家市場監督管理総局より、「企業名称登記管理規定実施弁法」（以下「本弁法」という。）が公布され、本弁法は同年 10 月 1 日から施行されている。企業名称の登記に関しては、2021 年 3 月 1 日、「企業名称登記管理規定」が改正されており、従前の事前認可制度から、自主申告制度（企業自身が「企業名称申告システム」を通じて企業名称の照会を行い、登記申請を行う制度）に変更されていたが、下位規則の改正は行われておらず、また、企業名称の違法な申告といった問題が指摘されていた。

本弁法は、「企業名称登記管理規定」の下位規則として、企業名称の条件や自主申告手続、企業名称に関する紛争処理手続等を具体化するものであり、主な内容は以下のとおりである。なお、本弁法の施行により、①「企業名称登記管理実施弁法」（2004 年 7 月 1 日施行。以下「旧弁法」という。）及び②「個人工商業者名称登記管理弁法」（2009 年 4 月 1 日施行）は廃止されている（第 54 条）。

1. 企業名称の条件：「企業名称登記管理規定」にも企業名称の条件に関する一般的な規定（「企業名称には標準漢字を使用しなければならない。」等。第 5 条）があるが、本弁法ではより詳細に定められている。例えば、外商投資企業の名称に「（中国）」の文字が含まれる場合には、その屋号は、当該企

業の外国投資者の名称又は屋号の翻訳内容と一致しなければならない(第 15 条)といった事項が定められている。また、「国家級」「最高級」等の文字の使用が禁止されている一方で(第 16 条)、旧弁法で定められていた中国語表音文字(ピンイン文字)・アラビア数字の禁止に関する規定が削除されている。

2. 企業名称の自主申告手続:企業名称の申告方法や申告時の必要資料(第 21 条)、申告時の禁止事項(虚偽の資料の提出等。第 23 条)等が定められている。なお、登記機関は、企業登記時に、申告された企業名称が関連規定に適合しないことを発見した場合には、登記を行わず、かつ、理由を書面で説明しなければならないとされている(第 26 条)。
3. 企業名称の紛争処理手続:「企業名称登記管理規定」上、企業は、他の企業の名称が自身の企業の名称の合法的権益を侵害すると判断した場合には、人民法院に訴えを提起し、又は登記機関に処理を請求することができると定められている(「企業名称登記管理規定」第 21 条)。本弁法では、企業名称に関する紛争処理手続が具体化されており、管轄、紛争処理申立ての必要資料及び手続(調解、行政裁決)等が定められている(第 5 章)。
4. 法律責任(罰則):企業名称の申告時の禁止事項(虚偽の資料の提出等)に違反した場合には 1 万元以上 10 万元以下の罰金が科される可能性があるほか(第 48 条)、本弁法に違反して企業名称を使用し、他人の合法的権益に損害を与えた場合において、期限を徒過して変更登記手続をしなかったときには、「市場主体登記管理条例」により処罰される(第 49 条第 2 項)。

2023 年 10 月 1 日以降に設立され、又は企業名称を変更する企業については、本弁法が適用されることになるが、旧弁法からの変更内容も少なからずあるため、これから会社を設立し、又は企業名称を変更する場合には、本弁法にも留意する必要がある。

[原文] 企业名称登记管理规定实施办法(国家市场监督管理总局令第 82 号)
[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局（国家市场监督管理总局）
2023 年 8 月 29 日公布、2023 年 10 月1日施行
執筆担当:日本弁護士　芳賀洋一

## ＜民事訴訟法＞

### 「民事訴訟法」の改正に関する決定

[ポイント] 民事訴訟法は、1991 年の制定後、今回を含めて 5 回の改正が行われている。今回の改正は、主に渉外民事訴訟案件に関し、主な内容は以下のとおりである。

1. 渉外民事案件の管轄

現行の民事訴訟法は、渉外民事案件について、人民法院が管轄権を有する六つの場合(例えば、契約履行地、契約締結地、訴訟の目的物の所在地、差押に供することができる財産の所在地、権利侵害行為地、代表機構の住所地が中国の国内にある場合等)について規定している(第 272 条)が、改正後の民事訴訟法は、上記の六つの場合に加えて、渉外民事紛争と中国との間に適切な関連がある場合も、人民法院が管轄権を有すると規定している(改正後の第 276 条)。改正後の民事訴訟法は、「中国との間に適切な関連がある場合」とのブラケット条項が出てきたが、この条項に関する司法解釈がないため、何が含まれるか分からず今後の運用を注視する必要がある。今まで上記 6 つの場面に含まれていなかった場面、例えば当事者が中国人である場合も含まれる解釈も可能とする条文である。

2. 渉外送達

現行の民事訴訟法は、8 種類の送達を規定している(第 274 条)が、改正後の民事訴訟法は、送達の方法を追加し、渉外送達がしやすくなった反面、予想もしない場面で送達がなされる場面も出てくる可能性もあるので注意と必要である。具体的には、以下の四つの送達方法が新たに設けられた。①受送達者が 中国国内で設立した独資企業がある場合、当該独資企業に送達できること、②受送達者が外国人又は無国籍者で

あり、中国国内で設立した法人又はその他の組織で法定代表者又は主要責任者を務め、かつ当該法人又は組織と共同被告となる場合、当該法人又は組織に送達できること、③受送達者が外国法人又はその他の組織であり、その法定代表者又は主要責任者が中国国内に所在する場合、当該法定代表者又は主要責任者に送達できること、④受送達者が同意したその他の方法により送達できること(受送達者の所在国の法律により禁止される場合を除く。)(改正後の第 283 条 1 項 5 号～7 号、10 号)

[原文] 关于修改《中华人民共和国民事诉讼法》的决定(中华人民共和国主席令第 11 号)

[公布／公表機関]全国人民代表大会常務委員会(全国人民代表大会常务委员会)

2023 年 9 月 1 日公布、2024 年 1 月 1 日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

### 外国国家免責法

[ポイント] 国家免責は主権免除ともいい、一般的に、主権国家及びその機関が、その行為又は財産をめぐる争いについて、外国の裁判所の管轄に服することを免除されると理解されている。これまで、中国では、国家免責に関する法律が存在せず、中国外交部による声明及び裁判例によれば、国家免責について絶対免除主義(外国及びその財産については、全て無条件に中国の裁判所の裁判権からの免除を認める。)が採用されていた。

本法は、このような絶対免除主義から、商業活動(商品又は役務の取引、投資、貸付等)、雇用契約、人身傷害・死亡、動産・不動産への損害、知的財産権のような主権的な権力の行使ではない行為に関しては免除を認めないとする「制限免除主義」に転換したとされている。なお、国際的には、かつては、絶対免除主義が一般的に受け入れられた国際ルールであったが、1970 年代、欧米諸国では、制限免除主義に立った国内法の整備が進んでおり、日本においても、2010 年 4 月 1 日より、制限免除主義を採用する「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」が施行されていた。

また、本法では、外国国家が中国の人民法院の指定した期間内に出頭しなかった場合、人民法院は職務により当該外国国家が免除を受けることができるかについて審査しなければならないと定められている。免除を受けることができない事件については、人民法院は送達後 6 ヶ月以上経過していれば、欠席判決を行うことができるとされており、かかる欠席判決に対する外国国家の控訴期間は、当該欠席判決の送達日から 6 ヶ月とすると定められている。本法は、2023 年 9 月 1 日に公布され、2024 年 1 月 1 日から施行される。

[原文] 中华人民共和国外国国家豁免法(中华人民共和国主席令第 10 号)

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会(全国人民代表大会常务委员会)

2023 年 9 月 1 日公布、2024 年 1 月 1 日施行

執筆担当:中国弁護士 李芸

## ＜刑事法＞

### ネットワーク暴力違法犯罪の法的懲罰に関する指導意見

[ポイント] 中国インターネット情報弁公室による「ネットワーク暴力情報に関する管理規定」の意見募集稿(China Legal Update 第 513 号(2023 年 8 月 25 日発行)を参照されたい)の公表に伴い、中国の司法を担う最高人民法院・最高人民検察院・公安部による「ネットワーク暴力違法犯罪の法的懲罰に関する指導意見」(以下「本意見」という。)の発表は、ネットワーク暴力に対する刑事上の捜査・処罰を強化する動きであると考えられる。

本意見は、個人に対する侮辱、中傷やプライバシーを侵害し得るネットワーク暴力行為は、他人の人格を貶め、名誉を傷つけ、場合によっては『社会的死』をもたらし、ネットワーク空間の秩序を乱して不快感で満たし、社会全体の安全に深刻な影響を与えており、蔓延する中で「法不責衆(法を犯す者が多い場合それを罰せず)」の認識を是正することが切迫していると述べている。他方で、被害者は侵害者を特定し、証拠を集めることは困難で、公共機関の助け無しでは権利を主張するコストが非常に高いとも認識されている(2 条)。

本意見はネットワーク暴力に該当する行為に対して、誹謗罪、侮辱罪、個人情報侵害罪、情報ネットワークの不正利用罪、情報ネットワーク安全管理義務不履行罪等の処罰を行うことを明確にし(3 条ないし 7 条)、下記の場合刑が加重される(8 条):

(1) 未成年者や障害者に対象にした場合

(2)「ネット水軍」や「サクラ行為」等、他者を組織して実行した場合

(3)「性的な内容に関連する」トピックを捏造して他人の尊厳を侵害した場合

(4)「ディープフェイク」などの生成式 AI 技術を利用して違法な情報を公開した場合

(5) ネットワークサービスプロバイダーが主導または組織した場合

また、本意見において「刑法」により公訴の条件となる「社会秩序に重大な悪影響を及ぼした」の定義に以下の解釈が追加されている:

(1) 被害者またはその近親者に精神的異常、自殺などの深刻な結果をもたらし、社会に悪影響を及ぼした場合

(2) 一般市民を侵害対象とし、関連情報がネットワーク上で広範に拡散され、大量の下品で悪質なコメントを引き起こし、ネットワーク秩序を深刻に乱し、社会に悪影響を及ぼした場合

(3) 複数の個人を侮辱し、中傷情報を複数回拡散し、社会に悪影響を及ぼした場合

(4) 組織して複数のネットワークプラットフォームにおいて大量の侮辱や中傷情報を拡散し、社会に悪影響を及ぼした場合

(5) その他、社会秩序に重大な悪影響を及ぼした場合

[原文] 关于依法惩治网络暴力违法犯罪的指导意见(法发〔2023〕14 号)

[公布／公表機関] 最高人民法院、最高人民検察院、公安部(最高人民法院、最高人民检察院、公安部)

2023 年 9 月 20 日公布、同日施行

執筆担当:中国弁護士　石　瀛

## ＜経済諸法＞

### 事業者結合独占禁止コンプライアンスガイドライン

[ポイント] 本ガイドラインは、企業が事業者結合に関する独占禁止コンプライアンス管理制度の設置及び既存制度の改善を行う際に参考に供する一般的なガイドラインである。本ガイドラインは、企業の参考に供すものであり、法的強制力を有しない。今年 6 月中旬に本ガイドラインの意見募集稿が公布されたが、今回の正式版と比較すれば、大きな変更はない。[3]本ガイドラインは全 6 章、35 条からなる。主な内容は以下のとおりである。

一. 重要なコンプライアンス対象の内容

本ガイドラインでは、事業者結合に関する独占禁止コンプライアンスの実施にあたって重視すべき内容が説明されている。重視すべき内容としては、事業者結合届出の要否の判断、届出の提出時期、届出資料の真実性及び正確性、並びに審査調査の妨害、審査決定の不履行等違法行為等が挙げられ、典型的な事例を用いて、注意すべき点が解説されている。

二. コンプライアンス管理制度の設置

本ガイドラインでは、事業者結合に関する独占禁止コンプライアンス管理制度の設置についても説明されている。例えば、事業者結合に関する独占禁止コンプライアンス部門の設置、当該部門の職責、関連責任者が備えるべき能力等の内容が説明されている。

三. コンプライアンス管理制度の有効性の保障

[3] 本指針の意見募集稿に関する解説について、弊所による 2023 年 7 月 25 日(No.512)の CHINA LEGAL UPDATE をご参照されたい。

本ガイドラインでは、コンプライアンス管理制度の有効的な実施を確保するため、高級管理職、投資部門等の主要な人員による事業者結合に関する独占禁止コンプライアンスの承諾、コンプライアンス部門による関連コンプライアンス状況の報告、コンプライアンス管理制度の実施効果の定期的な評価等の措置を講じることが奨励されている。

［原文］经营者集中反垄断合规指引（国市监反執発〔2023〕74 号）
［公布／公表機関］国家市場監督管理総局（国家市场监督管理总局）
2023 年 9 月 5 日公布、2023 年 9 月 5 日施行
執筆担当：北京事務所顧問　李彬

### 企業標準化促進弁法

［ポイント］本弁法は、企業標準の制定、公開及びその促進等に関するルールを定めたものであり、2024 年 1 月 1 日に施行される。本弁法の施行に伴い、1990 年公布の「企業標準化管理弁法」は廃止される。

中国の標準には、国家標準、業界標準、地方標準、団体標準、そして企業標準がある。本弁法が対象とする企業標準は、企業の社内において、技術要件や管理要件につき、一定の統一された水準を上回ることを求めるために制定される標準のことを指す。すなわち、企業標準は、国家標準や業界標準等をクリアしつつ、より厳格な標準として企業が自主的に制定するものであるが、これがベストプラクティスとして世に広まることにより、業界及び社会全体のレベルアップが達成される。本弁法は、かかる観点から、企業が積極的に各種の上位の標準を上回る企業標準を策定し、それを「企業標準情報公共サービスプラットフォーム」（企业标准信息公共服务平台：https://www.qybz.org.cn/ ）を通じて社会に対して公開することを推奨している。また、国家として、高度な企業標準を設けている企業を“フロントランナー”（领跑者）として認定し公表する「標準“フロントランナー”制度」を導入することや、高い水準で標準化を進めている企業がより融資を受けやすくなる「標準融資増信制度」を実施すること、地方政府レベルで表彰制度を実施すること等も定め、企業標準の制定・公開に関するインセンティブを与えている。

なお、中国は近年、標準化についても「中国標準 2035」という標語を用いるなどし、国際的な技術基準やルール形成における中国のプレゼンスを高めていくこと、ひいては国際標準化という手段を用いて中国の製品や技術等を世界展開していくことを目指している。なお、2018 年には、本弁法の制定根拠でもある「標準化法」も制定から約 30 年ぶりの全面改正がなされている。

［原文］企业标准化促进办法（国家市场监督管理总局令第 83 号）
［公布／公表機関］国家市場監督管理総局（国家市场监督管理总局）
2023 年 8 月 31 日公布、2024 年 1 月 1 日施行
執筆担当：日本弁護士　唐沢晃平

### 市場監督管理部門による民営経済の発展促進に係る若干の措置

［ポイント］本文書は、中国共産党中央および国務院が 2023 年 7 月 19 日に公表した「民営経済の壮大な発展を促進することに関する意見」を受け、国家市場監督管理総局が、中国の各地方自治体の下部組織に対し、民営経済の発展を促進するために採るべき方針と措置を定め、通達するものである。

本文書においては、①民営経済発展のための環境の継続的最適化、②民営経済への政策的支援の強化、③民営経済発展のための法治の保障の強化、④質の高い発展を実現するための民営経済への投資、⑤民営経済の発展と成長に関心を持つ社会的雰囲気作りの継続、という 5 つの分野に関して、合計 22 項目の措置が盛り込まれている。具体的には、市場参入ネガティブリストの改正を行うべきことや、行政による審査認可・許可・届出等に関する前提条件と審査認可基準の標準化を進めるべきこと、法令上の根拠なく行政サービスの提供に先立ち企業に対して自主検査や認証・鑑定・公証・証明書等の提出を求めてはならないこと、CCC 認証の手続を簡易化すべきこと、独禁法の執行を強化すべきこと等が定められている。

外商投資企業を含む民間企業としては、今後、本措置に定められた各種の内容がより具体的な法令の実施細則等として具体化され、さらに民間企業が進出・発展しやすい環境の整備が進むことが期待される。

なお、外商投資企業による中国市場への投資環境の整備に関しては、本文書の公表に先立ち、2023 年 8 月 13 日には国務院が外商投資の誘致に関する 24 の措置を定めた「外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致力の強化に関する意見」を公布していることも注目される(同意見については、China Legal Update 2023 年 9 月 27 日号(No.514)を参照。)。

[原文] 市场监管部门促进民营经济发展的若干举措 (国市监信发〔2023〕77 号)

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局 (国家市场监督管理总局)

2023 年 9 月 15 日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士　唐沢晃平

## 草案・意見募集稿等

### 会社法(改正草案三次審議稿)

[ポイント] 2023 年 9 月 1 日、会社法の改正草案第三次審議稿が公布された。現行の会社法は 2018 年 10 月 26 日に改正施行されたものであるが、本草案においては大幅に修正されており、条文数も現行の 218 条から 266 条に増加している。本草案における主な修正点は、以下のとおりである。

一. 有限責任会社における株主の出資責任の明確化

① 会社設立時の株主が会社の設立の職責を履行する過程で第三者に損害をもたらした場合、過失のある株主は責任を負うこと、及び設立時の株主が会社設立のために自己の名義を持って活動(開業準備行為等がこれに該当すると考えられる。)を行い、それに伴い責任が生じた場合には、第三者は当該会社設立時の株主及び会社に対して責任を負わせる権利を有することが明記された(44 条)。

② 会社の設立後、董事会は株主の出資状況について調査を行い、株主が期限通りに定款に規定する出資を払い込んでいないことが発覚した場合には、当該株主に対して払込催告書を発出し、出資の払い込みを促す義務を負い、董事会が当該義務を履行せずに会社に損害をもたらした場合には、責任のある董事は損害賠償責任を負う(51 条)。

③ 会社が上記②により払込催告を行う場合には、60 日以上の猶予期間を設けなければならず、猶予期間満了時までに株主が出資義務を履行しない場合には、会社は当該株主に対して失権通知を交付することにより、当該株主の未履行の出資に係る持分を喪失させることができる。当該喪失された持分については、会社はこれを譲渡又は登録資本の減少により償却しなければならず、6 ヶ月以内に譲渡又は償却しない場合にはその他の株主が出資比率に応じて相応の出資を履行しなければならない(52 条)。

④ 会社が履行期が到来した債務を弁済しない場合には、会社又は債権者は未払込かつ払込期限前の出資について払込みを行うことを株主に請求することができる(53 条)。

二. 機関構成及び権限の変更

① 株主会決議事項から「会社の経営方針及び投資計画の決定」「会社の年度財務予算案、決算案の審議」が削除された。また、社債の発行については株主の全会一致の同意により董事会において決議することができることが明記された(59 条、112 条)。また、株式会社における最高意思決定機関の名称が「株主総会(股东大会)」から「株主会(股东会)」に変更された(111 条)。

② 董事会を設けない会社における「執行董事」の名称が「董事」に変更された(75 条、126 条)。董事会決議事項から「会社の経営方針案及び投資計画案の作成」「会社の年度財務予算案、決算案の制定」が削除された(67 条、120 条)。また、現行法では国有企業等についてのみ設置が義務付けられていた従業員代表董事について、従業員数が 300 人以上の会社については、監事

会を設けておりかつ監事に従業員代表が含まれている場合でない限り、設置が義務付けられることになった（68 条、121 条）。その他、現行法では有限責任会社においては董事会の決議要件は専ら定款で定めることとされているが、本草案では定款に別段の定めがない限り、董事会会議の定足数は過半数とされ、董事会決議には全董事の過半数の董事の賛成が必要とされた（73 条）。

③ 有限責任会社、株式会社のいずれも原則監事会の設置が必要という立て付けになり、(i)董事会において監査委員会を設けている場合、(ii)会社の規模が比較的小さい、又は株主が比較的少ない場合を除いて監事会の設置が必要となった（76 条、130 条）。会社の規模が比較的小さい、又は株主が比較的少ない場合には監事会を設置せずに 1 名の監事を設けることもでき（現行法では 2 名の監事を設けることもできたが、本草案ではできなくなった。）、さらに有限責任会社においては監事を設けないことも可能となった（83 条、133 条）。

三. 株式会社における株式制度の変更

① 株式会社において、種類株式の発行が可能であることが明記された。具体的には、(i)配当及び残余財産の分配について普通株式に優先又は劣後する種類株式、(ii)1 株ごとの議決権数が普通株式と異なる種類株式、(iii)譲渡に会社の同意を必要とする等譲渡が制限された種類株式、(iv)国務院が規定するその他の種類株式を発行することができることが明記された（144 条）。なお、株式を公開発行する場合には上記(ii)及び(iii)の種類株式を発行することはできない。また、上記(ii)の種類株式を発行する場合でも、監事又は董事会の監査委員会の構成員の選解任については普通株式と同じ議決権を有する（145 条）。

② 定款又は株主会は董事会に対して、3 年以内に既発行株式の 50%を超えない株式を発行する権限を授権することができる（現金以外の方式で払込みを行う場合を除く）（152 条）。董事会が決議により新株を発行する場合は全董事の 3 分の 2 以上の賛成が必要である（153 条）。

③ 株券及び社債については無記名方式での発行はできず、記名方式での発行が必要とされ（147 条、198 条）、譲渡の場合は裏書が要求され、譲渡後に株主名簿の書き換えが必要であることが明記された（159 条、201 条）。

四. 董事及び高級管理職員の責任の強化

① 董事、監事及び高級管理職員（以下「董事等」という。）が会社に対して忠実義務を負い、自身の利益と会社の利益が相反しないために適切な措置を取り、職権を利用して不当な利益を得てはならない旨が明記された。また、董事等は職務を行うにあたり会社の最大の利益のために管理者が通常有するべき合理的な注意を払わなければならない旨が明記された（180 条）。

② 董事等（董事等の親族、直接若しくは間接的に支配する企業又はその他の関連関係を有する者を含む。）が直接または間接的に会社と契約を締結し、又は取引を行う場合には董事会又は株主会に報告し、決議を経なければならないことが明記された（183 条）。

③ 董事及び高級管理職員が職務の執行にあたり第三者に損害をもたらした場合で、故意又は重過失がある場合は、当該董事又は高級管理職員が損害賠償責任を負うことが規定された（191 条）。また、会社の支配株主又は実質的支配者が、董事又は高級管理職員に会社または株主の利益を損なう行為を行わせた場合には、董事及び高級管理職員と連帯責任を負うこととされた（192 条）。

[原文] 中华人民共和国公司法（修订草案三次审议稿）

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会（全国人民代表大会常务委员会）

（意見募集期間：2023 年 9 月 1 日～2023 年 9 月 30 日）

執筆担当：日本弁護士　徳山剛史

**データ越境移転の規範と促進に関する規定（意見募集稿）**

［ポイント］ 本意見募集稿は個人情報保護法 38 条の定めるデータ越境移転の適法化措置（データ安全評価、標準契約の締結又は専門機関による個人情報保護認証）のいずれもが免除される場合を定め、また、データ安全評価が必要となる個人情報の数量基準を大幅に引き上げる形で、個人情報等のデータ越境移転ルールを大幅に緩和するものである。現状の規定では1名でも個人情報の越境移転が生じると、少なくとも標準契約の締結又は専門機関による認証が必要であるという非常に厳格なルールとなっているため、本意見募集稿が正式に公布されれば、多くの企業にとっては上記適法化措置を回避することができ、大きな負担減に繋がる可能性がある。本意見募集稿のポイントは、今号の Lawyer's Eye でも解説しているため、是非そちらも参照されたい。

［原文］ 规范和促进数据跨境流动规定（公开征求意见稿）

［公布／公表機関］ 国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）

（意見募集期間：2023 年 9 月 28 日～2023 年10 月 15 日）

執筆担当：日本弁護士　尾関麻帆

**※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞**

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。


- 弁護士　射手矢　好雄（yoshio.iteya@amt-law.com）
- 弁護士　森脇　章　（akira.moriwaki@amt-law.com）
- 弁護士　中川　裕茂　（hiroshige.nakagawa@amt-law.com）
- 弁護士　若林　耕　（ko.wakabayashi@amt-law.com）
- 中国弁護士　屠　錦寧（tu.jinning@amt-law.com）
- 弁護士　尾関　麻帆（maho.ozeki@amt-law.com）
- 弁護士　横井　傑（suguru.yokoi@amt-law.com）
- 弁護士　唐沢　晃平（kohei.karasawa@amt-law.com）


- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。




「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。